2026.8.7

令和８年度熊本地方最低賃金についての基本的見解

原山委員（熊本県商工会議所連合会）

本年４月１６日、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会等は、国に対して最低賃金に関する要望を行った。また、去る７月２日、熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会、熊本県中小企業団体中央会、熊本県経営者協会は、熊本労働局長に対して最低賃金に関する要望を行った。

これらの考え方等も踏まえつつ、本審議会における基本的見解を以下のとおり述べる。

○　わが国が成長型経済へ本格的に移行するためには、企業が成長の果実を賃金や投資へ循環させていくことが重要であり、全国の企業数の９９．７％（熊本県内は９９．９％）、従業者数の６９．７％（熊本県内は９２．７％）を占め、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の業績改善と自発的・持続的な賃上げが不可欠である。

深刻な人手不足と物価高騰を背景に、中小企業・小規模事業者も懸命に賃上げに取り組んでいるが、業績改善を伴わない「防衛的な賃上げ」の割合は依然として高く、円安の進行や中東をはじめとする国際情勢の不安定化によるコストの増大など経営への影響が懸念される。

○　こうした中、最低賃金は近年大幅な引上げが続いている。物価と賃金の上昇が続く中、最低賃金引上げの必要性は認識しているものの、企業の経営実態を踏まえない引上げは、地方の産業・生活インフラを支える中小企業・小規模事業者の事業継続を脅かし、地域経済に深刻な影響を与えかねない。

○　特に、令和７年度の熊本県最低賃金は、令和６年度の９５２円から８２円引上げられ、１，０３４円となった。国の中央最低賃金審議会の答申では、熊本県を含むＣランクの引上げ額の目安は６４円（前年比６．７%増）とされたが、熊本県においては、その目安６４円からさらに１８円増の８２円（前年比８．６%）という全国最大の引上げ額となった。

最低賃金１，０３４円適用後の本年２月に県内商工会議所が実施した調査では、約８７%の事業者が 「最低賃金が負担になっている」と回答しており、令和８年度も令和７年度と同水準またはそれ以上の引上げが行われる場合は、従業員や残業時間の削減、設備投資の抑制や新規事業の取りやめ、さらには休業・廃業も検討せざるを得ないといった切実な声が届けられている。

○　政府は、「2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する」としているが、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして赤字企業も含め強制力を持って運用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切でない。生計費、賃金、企業の支払い能力の法定三要素を踏まえた納得感のある審議決定が求められる。

　中小企業・小規模事業者は、労働分配率が７～８割と高いことに加え、原材料やエネルギー、人件費などのコスト増加分の価格転嫁が十分に進んでおらず、賃上げ原資が乏しい状況にある。こうした中小企業・小規模事業者、特に県内企業数の８５．５％を占める小規模事業者の経営実態を十分に考慮した上での議論が必要である。

○　また、昨年の全国の地域別最低賃金は、本県を含む３９の道府県で中央最低賃金審議会が示した目安額を上回る額の改定がなされたが、他県との額差等を過度に意識した実態を踏まえない引上げは、却って地域経済の低迷を招く恐れがある。

　さらに、熊本県の中においても、地域によって経済状況や賃金等に格差がある。これを考慮せずに県内一律の大幅な引上げとなれば、人口減少や高齢化が進み経済が脆弱な地域においては、日常生活を支えるインフラでありエッセンシャルサービスともいうべき商業やサービス業等が立ち行かなくなり、地域の更なる疲弊につながりかねない。法的強制力を持つ最低賃金の設定に当たっては、こうした県内の地域間格差にも十分配慮する必要がある。この点については、県内各商工会議所の会員事業者等からも、繰り返し強く求められている。

○　そして何よりも、この７月２８日に県内で最大震度７を記録した大地震により、県内の多くの事業者が被害を受けている。県内事業者は、平成２８年熊本地震、令和２年７月豪雨、新型コロナの感染拡大、昨年の大雨被害などにより、長期にわたり厳しい経営を強いられてきており、今回の地震による被害は、事業者の経営継続にとって極めて深刻な打撃となっている。

　特に、八代商工会議所地区においては、建物の倒壊や設備の損傷、長引く断水の影響などから約７割の事業所が事業再開のメドが立っていないと聞いている。今後、国・県等行政の支援策が示されていくものとは思われるが、被災事業者は、建物・設備の復旧、商品・原材料の棄損・滅失、休業に伴う売上の消失・減少、取引先の喪失等への対応を迫られることとなる。

　また、直接の被害を免れた県内各地域の事業者においても、取引先の被災による影響、予約・注文のキャンセル、風評被害、交通の寸断等により、しばらくは厳しい状況が続いていくことが予想される。いずれにしても、このように例年に比べマイナスの状況になっていることを十分に認識し、最低賃金の議論を進める必要がある。

○　令和７年度の本県の最低賃金発効日は、昨夏の豪雨災害の影響を考慮し１月１日となったが、例年の１０月発効に比べ賃上げ原資確保などの準備期間が確保できたと一定の評価が事業者から寄せられている。

　最低賃金引上げに伴う年度途中での価格転嫁交渉や契約変更手続は容易ではなく、仮に価格転嫁が実現した場合でも相応の労力と時間を要する。また年収の壁を意識した年末の就労調整により、人手不足が生じ、事業運営に支障を来しているという声も寄せられている。

　加えて、前述のとおり、今回の地震の影響により、特に被災事業者にあっては、事業再開まで売上が見込めず、再開できたとしても地震前までの売上を確保するまでには相当の期間を要する。こうした状況下において、現在の雇用を維持し、従来の賃金を支払い続けることすら極めて困難な状況にある。ましてや、賃上げのための原資確保はなおさらである。

　このため、被災事業者をはじめ県内の事業者が経営の先行きを見通し、雇用を守り抜くことができるよう、今年度の最低賃金発効時期については、可能な限り遅い時期としていただくよう強く求める。

以上

【参考】　県下商工会議所会員事業者からの声（抜粋）

2026.7 とりまとめ(地震前)

	経営への具体的影響・実態	事業者からの声・要望
県央 ／飲食業	原材料高の中、人件費増を転嫁できず収益圧迫。従業員の出勤日数や勤務時間を削減して対応。	毎年の引き上げは限界。これ以上上がると経営継続が困難。事業者の実情に配慮を。
県北 ／飲食業	利益減少の中での賃金増で利益激減。生産性の低い従業員への支払いを懸念し採用抑制。	大企業と零細企業に同じ基準で最低賃金を設定することに無理がある。
県北 ／製造業	価格転嫁できず経費が先行。役員報酬を削り人件費確保。社保料増で人員拡大も不能。	「生産性向上」と言われても利益がなく設備投資も不可。社会保険料の免除・減免など直接支援を。
県北 ／運輸業	売上不振も防衛的に賃上げ。タクシー運賃改定が自由にできず価格転嫁が追いつかない。	機械化できない労働集約型産業のため、賃金増は利益・資金繰りに直結する。
県南 ／新聞小売店	原資がなく労働時間を削減。配達維持が困難でエリア縮小や翌日郵便配達を検討。県内でも同様事例あり。	設備投資支援は資金負担が生じ使えない。減税や社保料の事業主負担軽減など直接支援を。
県南 ／水産加工食品製造	新規雇用を躊躇。大幅引き上げでベテランと新人の時給差が消滅。待機時間の給与が払えず勤務時間短縮。	これ以上の賃上げは厳しい。消費税軽減税率導入予定の 2 年間は賃上げを緩やかに。
県南 ／事業協同組合	会員数減少で人件費予算を増やせず事務員の時間を削減。現場負担が増え組織維持の危機。	大企業の指標だけでなく、苦しい地方中小・組合の実質的支払い能力で算定を。
県北 ／食料品小売	利幅が決まっておりコスト増により減収。高時給店へ人材が流出し、人手不足が加速。	年齢や職種を考慮した最賃設定が必要。働き盛りの若手と軽作業の高齢者が同一賃金では労働意欲が低下。
県北 ／サービス業	労働集約型業種で最賃上昇で社保料等も増加。料金交渉が進まず利益減。契約金を上げられず時間削減。	「賃金 UP で経済が回る」という神話から抜け出してほしい。
県北 ／小売業	資金がなくシフト削り経営者が現場補填。役員報酬カットへ。競合があり価格転嫁不可。	同業他社は一軒一軒閉店か倒産している。従業員が減り生産性も上げられない。
県南 ／葬祭業	最賃対象者だけでなく全社員のベースアップが必要になり利益減少。融資調達も限界。	大都市圏と地方の経済格差が大きい。実体経済に即した賃上げを。

	経営への具体的影響・実態	事業者からの声・要望
県南 ／宿泊業	退職者の穴埋めを自動化やスポット派遣で対応。新人と熟練者の時給差が縮み労働意欲減。	社保料・所得税の基準時期を同時変更し働き控え防止を。数年間は引き上げ凍結を。
県南 ／卸売業	固定費増で利益圧迫。従業員に休日出勤させることができず社長自ら出社し業務実施。	数年前の１０円台２０円台の賃上げなど許容範囲。中東情勢等有事の際は最賃引上げ凍結などを。
県南 ／製造業	パートと正社員の賃金逆転を防ぐため全社昇給。雇用を絞り経営者家族で現場補填。	年収の壁の抜本見直し、地域差（県南・県北）考慮、補助金の賃上げ要件撤廃を。
県南 ／食品製造小売業	原資不十分で人員を大幅削減（社員３→１名、パート４→１名）し省力化。	賃上げを求めるだけでなく「利益を生める環境整備」を。
県南 ／製造業	原資不足で昇給先送り。パートの扶養内調整で勤務減となり正社員の負担が激増。	緩やかな引き上げを要望。これ以上の無理な引上げは中小零細を廃業に追い込む。
県南 ／介護サービス業	最賃引上げに伴い一部従業員の賞与を２／３減額。介護報酬など公的価格に縛られ、人件費上昇分を自社の価格に転嫁できず圧迫。	人が直接支援を行う仕事であり、生産性向上には限界。現場の負担やサービスの質の低下につながる。